



SB 30、AWGハイライト 2009年6月6日 土曜日

AWG-LCAでは、午前・午後に非公式のプレナリーが開催された。AWG-KP、SBI、SBSTAの下では、各種コンタクトグループや非公式協議が終日開催された。

AWG-LCA非公式プレナリー

技術: 議長による交渉テキスト草案中の技術の章(FCCC/AWGLCA/2009/8)について、締約国がそれぞれの意見を述べた。

ガーナは、G-77/中国の立場から、同グループのサブミッションをよく検討してほしいと述べ、途上国のキャパシティビルディングのニーズに関するテキストの強化を求めた。さらに、技術移転とキャパシティビルディングのための資金源は、新たに十分かつ予測可能で安定的なものにすべきだとし、特に長期的な技術の普及のための戦略について記載しているEGTTの3つの報告書(FCCC/SB/2009/1-3)について強調した。ベリーズは、AOSISの立場から、手頃な価格の、環境にやさしい技術、ならびに研究開発(R&D)面の協力に関する文言案を支持するとともに、SIDSの懸念事項とニーズを反映させる必要性について確認した。

米国は、キャパシティの違いについて認識しながらも、あらゆる締約国に共通する一連の行動を含めるという案を後押しした。ノルウェーは、技術移転は明確な目標を基に行うべきであるとし、この点をテキストの中で検討するよう提案した。カナダは、技術の供与に関する条文を1章にまとめることを提案した。オーストラリアは、章の冒頭に、締約国共通の責任、これらの提案の触媒的な役割、様々な外部の技術的枠組みとのつながり、民間部門と国際機関の役割に関して、“説明”を入れるよう提案した。

数カ国が、適応技術と緩和技術の両方を検討する必要があると強調し、具体的な行動の必要性を訴えた。インドは、提案されている様々な評価は、具体的な行動の代替案にはなりえないと強調した。ノルウェーは、低炭素戦略やNAPAsを含め、各国の戦略はおしなべて行動の基盤を成す

ものであると述べた。スイスは、NAMAsとNAPAsで行動を関連づけることを支持した。EUは、技術と低炭素な開発戦略を明示的に紐づけすることを要請した。メキシコは、既存技術を特定し、それらを普及させるためのインセンティブを提供するため、ならびに新技術のR&Dを促進するための効果的な戦略を求めた。

いくつかの途上国が、技術移転は、条約での先進国の約束であると強調。インドネシアは効率的に実施するためには十分な資金源が必要であると強調した。ブラジルは強力な実施メカニズムが必要だと提言し、厳しい融資条件を押し付ける提案はあってはならないと強調した。エクアドルは、中南米諸国の数カ国の立場から、技術対応における抜本的な変革を求め、世界全体の数値目標が必要であると指摘した。中国は、技術に関する基本的な前提についての合意が必要であると、特に、条約の中で技術関連の約束ならびに多様なソリューションの併用について強調した。さらに、資金供与、制度的な調整、知的所有権(IPR)の間のリンクに対処する必要があると指摘した。サウジアラビアは、気候変動による影響を最小限に抑え、対応措置による影響を低減するためには、行動強化は全業種ならびにCCSを対象として行うべきであると言及するとともに、経済多角化も対象のひとつとして含める必要があると強調した。フィリピンは、技術移転と技術協力は国家主導で行われるべきであるとし、関連する資金源はODAとは別途で追加的に供与されねばならないと主張した。

民間部門の参加が必要だと指摘しながらも、G-77/中国は、それが条約に基づく先進国の約束実施の代わりにはなりえないと強調した。また、公共部門が確実に主たる資金供給元であるよう担保することを要請した。南アフリカは、アフリカグループの立場から、民間部門の投資があまり期待できない適応技術にとっては、公的融資が不可欠であると述べた。また、技術行動計画を融資条件として利用することには反対を唱えた。

アイスランドは、技術移転での効果的かつ包括的な協力には民間部門を巻き込むことが必要であると、スイスとともに、炭素市場の役割を強調した。スイスは、そうしたことを可能にする環境が重要だと、民間部門を対象とするインセンティブが必要だと強調した。米国は、官民協力の促進に関するテキストを求めた。オーストラリアは、技術移転のための地域センターとビジネスの関与に関するテキストには詳細が欠けていると述べた。米国は、“自主的な技術重視の協定”の活用について強調した。カナダは、研究の“飛躍的な拡充”を求め、すべての締約国に係わる共通の約束を主張し、単一の技術行動計画というアイデアについては留保する姿勢を見せた。パキスタンは、自主協定という提案に対して意見を留保した。メキシコは、グリーン基

金の提案に技術の普及に関する要素が盛り込まれていることにスポットを当て、自主協定が機能するかどうかは疑問であると述べた。

IPR問題を検討する必要があると数カ国が強調した。トーゴは、技術移転に関する約束を遵守しなかった国には罰則を与えるよう要求し、途上国が技術にアクセスできるよう、UNFCCCには民間企業と折衝する役割を付与することを提案した。インドネシアは、新たなパラダイムを使ってIPR問題に取り組むよう求め、WTOの下での「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)による障害について言及した。ボリビアは、IPR体制の全体的な構造について再考を求め、必要に応じて、現行の特許(権)取消を要請した。また、先進国が原因で生じた“気候の負債”は、IPR体制の変革を余儀なくさせるものだと述べた。

パキスタンは、技術移転を促進するために、IPRの枠組みの中に柔軟性が必要であるという案を支持した。トルコは、IPRの諸規制を再検討するよう提案した。メキシコは、IPRの代替となる選択肢を検討するよう呼びかけた。インドは、気候に利する高コスト技術を移転しなければならないと主張し、“IPR体制を厳しく見直す”必要があると述べた。エクアドルは、中南米諸国の数カ国の立場から、強制的なライセンス供与などの措置も検討することを支持した。

オーストラリア、カナダ、米国は、技術の開発・普及にIPR保護のための強力な枠組みが不可欠であると強調し、TRIPS協定の侵害を牽制した。スイスは、強制的なライセンス供与に関する提案に“強い留保”を示した。日本は、技術移転の主な障碍はデータ及び情報の不足であり、IPR体制ではないとし、IPRは技術革新を推進しているのだと強調した。また、官民パートナーシップを通じたボトムアップ型の活動の保証を強調した。カナダは、IPR体制の改正に反対した。

数カ国の中南米諸国が、特に適応のためには、地元で代々受け継がれてきた先住民の知識を反映させる必要があると強調した。フィリピンは、先住民やコミュニティーに根づいた技術やイノベーションの促進・普及を提唱した。エクアドルは、中南米諸国の数カ国の立場から、南・南協力の強化が必要だと強調した。ウガンダは、LDCsの立場から、適応技術の面で南・南協力を支持し、適応と緩和のための技術政策パネルを求めた。

トルコは、現行の制度枠組みでは不十分であると強調した。ニカラグアは、技術を促進するメカニズム、ならびに多国間の技術基金の創設を要請した。スイス、オーストラリア、アイスランド、米国は、現行制度の効率的な活用を要請した。アイスランドは、制度的な調整では、中小企業のニーズを考慮しなければならないと述べた。

南アフリカは、アフリカグループの立場から、土着の技術の普及・拡充、地域の技術イノベ

ーションセンターの設置(既存施設が存在しない場合は新設を含む)を支持した。パキスタンは、地域別・国別のインキュベーションセンター設置案を支持した。ベニンは、沿岸統合管理のための制度枠組みや気候モデルの中核研究拠点(COE)構築案を支持した。

また、キャパシティビルディングについても、締約国からの意見が寄せられ、多くの締約国がその重要性を強調していた。EUは、国家主導のニーズと優先順位を踏まえつつ、反復プロセスを通じたキャパシティビルディングを土台とする必要があると言及した。また、キャパシティビルディングのために提供された支援だけでなく、進捗評価についても、モニタリングする必要があると強調した。ノルウェーは、国家の自助努力とキャパシティビルディングに係わるニーズの定義の明確化を求め、キャパシティビルディングは全体的な枠組みの中に統合すべきだと述べた。また、特に、MRVやインベントリ、報告といった分野で、キャパシティビルディングが必要とされていると述べた。スイスは、キャパシティビルディングをテキスト全体の標準的な要素にすべきであると述べ、EUも、その他の章の冒頭で核となる概念の説明を挿入する案を後押しした。

緩和: 午後からは、議長の交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)の緩和の章について、全体的な所感を手はじめに、締約国の意見表明が行われた。

インドは、G-77/中国の立場から、基本理念や指導的な目標についての記載を冒頭に挿入し、緩和の強化は、議定書の下での附属書I国の義務の法的地位や運用の継続に影響を与えないということを反映させるよう提案した。南アフリカは、アフリカグループの立場から、条約の実施強化に専念する必要があると強調した。途上国の数カ国が、すべての先進国が法的拘束力をもつ排出削減目標を掲げる必要があると強調した。アフリカグループは、国内活動とオフセットとの間で適切なバランスを築くための配慮を示唆した。

バルバドスは、AOSISの立場から、BAP及びAWG-KPに基づく緩和がどれくらい野心的なものであるかが、最も脆弱な国々に“深刻な影響”を及ぼすと強調しつつ、科学的な背景や危機意識を反映させる必要があると強調した。また、議定書の約束を侵害または代替しようとする意図をもった提案に対して懸念を表明した。ペルーは、コロンビア、コスタリカを代表し、緩和の数値目標と適応コストの間に反比例の関係があると前文で明言するべきであると発言し、特に、CDM、森林活動や農業を通じた途上国の緩和を支持した。また、REDD-プラスを、柔軟で衡平なメカニズムの一部とするべきだと主張した。

米国は、すべての締約国に対する緩和の項を含めるよう要請した。カナダは、すべての締約国に共通する約束の再確認を提言; 長期的な国別排出削減経路に照らして、すべての先進国による

比較可能な2020年までの約束を支持; すべての締約国によるMRVに関する新たな項の追加を提案した。日本は、自主的なNAMAsでは不十分であるとして、先進国ならびに主要な途上国からの、包括的な緩和の約束を求めた。 オーストラリアは、AWG-KPの議論との関係を強調した。

先進国による緩和: その後、BAP (先進国の緩和)のパラ1(b)(i) について検討が行われた。

G-77/中国は、附属書I国は、2013-20年までの削減目標に表明された、法的拘束力をもつ国家規模の約束を担わなければならないと強調した。 AOSISは、附属書I国の約束の比較可能性が対処すべき問題の中心にあるとの見方を示し、歴史的責任や能力の問題を重視するよう求めた。

EUは、志のレベルと法的形式の点から、排出削減の総量と削減努力の比較可能性の両方に焦点をあてながら、AWG-KPの議論との関係を確認した。ニュージーランドは、AWG-KPの下での交渉に一貫性と整合性をもたせる必要があると強調した。日本は、AWG-KPとの密な連携に関する文言を提案する一方で、議定書の締約国と非締約国との間で異なる取扱いをすることには反対の意を唱えた。

EUは、コペンハーゲンで法的拘束力をもつ数値目標を設定する必要があると強調しつつ、自主的な先進国の約束という選択肢を削除するよう提案した。 また、既存のものと新たな市場メカニズムとの連携、ならびにLULUCF算定ルールに関するテキストの挿入を求めた。 日本は、セクター別や原単位目標による、やや範囲を狭めた行動の一部について言及しながら、主要排出国による、法的拘束力をもった行動に関する案を支持した。

ノルウェーは、すべてのOECD加盟国と加盟候補国、ならびに先進国に匹敵するGDPをもつ国々は、GDPや緩和ポテンシャルといった係数で削減幅を設定し、法的拘束力をもつ数値目標を掲げるべきであると主張した。メキシコは、法的拘束力をもつ緩和の約束や行動を義務付けられる国々は附属書I国に限定すべきであると述べた。ロシアは、附属書II以外の締約国の削減目標達成のために、そうした国々に柔軟性を与えるよう示唆し、先進国の定義に関するテキストの挿入を支持、歴史的責任について言及することには反対の意を示した。

米国は、各国の事情が時間の経過で変化すると記述を含めるよう提案した。トルコは、各国の事情や能力を踏まえた「広範な約束」を求め、先進国および途上国の区別に関するガイダンスを文書に入れるよう提案した。スイスは、目的や透明性のある規準に基づき、先進国および途上国の区別をするよう求め、緩和ポテンシャルや支払い能力に注目した。同代表は、歴史的責任などの新しい原則の導入に反対した。日本は、歴史的責任の記述は不適切であると述べた。

ブラジルは、歴史的責任の考えを冒頭に置くとの考えに注目することを求めた。同代表はマレーシアとともに、「途上国」の定義に関する基準への言及に反対した。マレーシアおよびその他は、条約と同じ用語の使用を求めた。

ボリビアは、どういった目標であれ、先進国が重ねてきた歴史的な債務に基づくものにするべきだと指摘、先進国の過剰な排出量により、途上国は大気スペースの公平な利用ができなくなっていると主張した。

米国は、自国の提出文書をもっと明確に反映させるよう求め、合意文書に比較可能性基準のリストを含める可能性などないだろうと述べた。アイスランドは、大国と小国の間での努力の比較可能性に配慮することを提案した。また同代表は、各国の事情や経済的な特性を考慮した透明性のある指標を求めた。サウジアラビアと中国は、多様な比較可能性基準をリストするパラグラフは歴史的責任の項目以外削除することを提案した。中国は、歴史的責任を冒頭に置くことを提案した。

アフリカグループは、比較可能性を図る一つの方法として技術パネルがあると指摘、その一方で、マンデートやプロセスからするとさらに議論を重ねる必要があると指摘した。メキシコおよびG-77/中国は、附属書I締約国の努力に関する比較可能性の評価を目的に提案されている技術パネルのマンデートについて説明を求めた。ニュージーランドは、この提案に関する態度を保留した。日本は、提案されている技術パネルには膨大な事務手続きが必要となる危険があると述べた。

セネガルは、緩和行動をとるレベルを全て記載するため、文書の中に地方当局への言及を含める必要があると指摘した。日本は、柔軟性メカニズムへのアクセス可能性を定める基準に反対した。シンガポールは、附属書I締約国の緩和約束の大半は国内行動で満たされるべきだが、その数値を規定することは有用ではないと主張した。

コスタリカは、効果のある遵守メカニズムを支持し、不遵守の場合の影響結果を規定する記述の強化を支持した。中国は、新しい遵守メカニズムの記述削除を提案、罰則に関する残されたオプションは、議定書のこれに関連する規定と組み合わせ、強化することを支持した。シンガポールは、遵守について、文書の各章間を通した首尾一貫性を求めた。パキスタンは、遵守メカニズムについて作業する必要があると指摘した。

米国は、MRVに関し、現在の報告システムを土台にすることに支持を表明、これは附属書I締約国を超えて広範に適用されるべきだと主張した。また米国は、この文書は、議定書の下での報告書作成約束に関するものであると指摘した。AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、この点で議定書の下で重要な

作業が行われてきたことを強調、MRVを議定書の外でも適用し、そのような作業を無駄にしないようにする必要があると指摘した。

途上国による緩和：締約国はBAPの1(b)(ii)項（途上国の緩和）に関する議論を開始した。

EUは、低炭素な開発戦略が、途上国の低排出社会への移行を助けるツールを提供する最善の方法だと主張、これには排出経路を規定するNAMAも含めると述べた。同代表は、低炭素な開発戦略は協力メカニズムや登録簿で推進できると指摘した。日本は、NAMAsは義務であるとの表現を提案、NAMAsは先進国による援助を条件とするとの表現に反対した。同代表は、主要途上国での原単位目標を支持、専門家レビューチームによるレビューを提案した。ニュージーランドは、NAMAsは拘束力のある義務を成すものではなく、途上国間の差異化の基礎として用いられるものでもないとするオプションに対し、態度を保留した。

インド、マレーシア、その他は、条約と合致する表現を使用する必要があると主張、「途上国」を定義する提案に反対した。インドは、NAMAsと先進国による援助との関係を強調、一国による、または援助を受けない行動はNAMAsを構成しないと発言、低排出開発戦略への言及など、これに反する表現の削除を提案した。

アフリカグループは、NAMAsは先進国からの援助を条件すると主張、資金援助やNAMAの両方におけるMRVの重要性を強調した。同代表は、援助は低炭素な開発戦略の展開を条件とするべきではないと主張した。

コスタリカはパナマおよびペルーの立場もあわせて発言、途上国のNAMAsは先進国からの資金や技術の援助を得て初めて、2020年までにベースラインから計測可能、報告可能、検証可能な形で大きく離れる結果を生むべきだとする表現を支持した。同代表は、途上国の行動と先進国による援助との関係強化が必要だと主張、NAMA登録簿は自主的なものであるべきだと述べた。バングラデシュは、LDCsの場合、NAMAsの実施を要求されるべきではなく、定期的な国別報告書の提出も求められるべきでないと主張した。

コロンビアは、「NAMA」の概念を明確にする必要があると指摘するとともに、オプションの明確な定義を求め、次のことも明確化する必要があると主張した：それぞれのオプションにはどのような行動が含まれるか；その行動の資金はどう調達するか；資金へのアクセスをどうするべきか。シンガポールは、NAMAsの分類として3つの小分類を提案した、すなわち一国のみで行うNAMAs、支援を受けるNAMAs、炭素市場とリンクするNAMAs。

EUおよびニュージーランドは、NAMAsからオフセットを発生させるオプションを除外しないよう求めたが、ツバルは、NAMAsからオフセットを発生させることに反対した。ツバルは、NAMA登録簿の要項として3層式手法の採用を求めた、すなわち一国のみで行うNAMAs、資金援助および技術援助を受けて行われるNAMAs、炭素市場とリンクするがオフセットはないNAMAs。日本はNAMA実施の登録や推進を図る新しいメカニズムの設置やそれに関係する技術パネルや組織の結成に対し、懸念を表明した。

コロンビアは、国際的な援助を受けないNAMAsの内容に関するMRVへの言及に反対し、提案されているNAMA登録簿の下での手法論や適格な活動をだれがあるいはどのような組織が定義するか明確にするよう提案した。米国は、資金援助の規模拡大を図るには、特定の緩和ポテンシャルの定義づけやMRVにより各国の戦略を理解することが重要だと指摘した。

ノルウェーは、各国の温室効果ガスインベントリの重要性を強調、ノルウェーではこれを毎年作成し、提出する用意があるとし、自国の専門家レビューを確保するべきだと述べた。EUは、次の必要性を強調した：キャパシティビルディングや技術援助、資金援助によりインベントリ作成を頻繁に行う、国家レベルのモニタリング、報告作成の要求強化、専門家レビューの支援を受ける検証。アフリカグループは、MRVに関する各国の国情を検討し、報告書を作成するかどうかは各国独自に決めべきだと主張した。ツバルは、一国でのNAMAsの場合の方が他のNAMAsの場合よりも報告書作成要求が少なくなると指摘した。

緩和の議論は、月曜日も継続する。AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、第2回の読み上げを非公式プレナリーの形式で続け、その間に締約国が文章を提出することを提案した。同代表は、今回の会議で終わらない場合は、8月のボンでも第2回の読み上げを継続すると述べた。

コンタクトグループと非公式協議

附属書I排出削減量 (AWG-KP) : 新しい議定書に関する日本の提案について、コンタクトグループでの議論が続けられた。日本は、この提案は京都議定書に代わる、あるいは大きく改定するものだと説明した。同代表は、この提案は先進国が排出削減量目標を立てる一方、途上国は、それぞれの経済成長目標に見合った原単位目標をたてることを考えていると述べた。同代表は、現在の排出量が大気中の吸収能力の2倍になるとの科学的な結論を基礎にしたものだとし、排出量と吸収能力とのバランスをとることを目的とすると発言、この提案には、地球規模の気温上昇の抑制や温室効果ガス濃度の特定水準での制限などは含まれないと説明した。



ブラジルやボリビアは、新しい議定書の導入には15年かかることを強調、緩和努力を遅らせるとして、サウジアラビアとともに、合意までに残された時間が6カ月に過ぎないことを強調した。ボリビアは、負担分担の議論では先進国の気候債務を考えに入れるべきだと述べた。

ノルウェーと日本は、一部の附属書I諸国がいない中で附属書I諸国の集合目標を議論する難しさに注目した。セネガルはアフリカグループの立場で発言、議定書の非締約国を理由にする議論の先延ばしに反対し、そのような締約国がAWG-KPまたはAWG-LCAで合意された目標の実施に参加するとの保証はないと主張した。

コンタクトグループは午前中の会議後、夕方に非公式会合を行った。事務局は、一部の附属書I締約国が提案している排出削減目標値をまとめ、集約したペーパーを提出した。締約国は、このペーパーについて議論し、特に、各国の提出文書に記載される基準年の種類、柔軟性メカニズムの利用が含まれているかどうか、LULUCFを含まない排出削減範囲について記載することを求めた。

その他の問題 (AWG-KP) : このコンタクトグループは、LULUCFスピノフグループでの最新の進捗情報および残された「その他の問題」の文章 (FCCC/KP/AWG/2009/8) について話し合うため、短時間会合した。

政府間会合 (SBI) : このコンタクトグループの会合で、締約国は政府間会合のアレンジに関する結論書草案を議論した。政府間プロセスの構成について、オーストラリアとサウジアラビアは、会合は午後6時で終わるべきとする表現の強化を主張、EUはこれに反対した。オーストラリアは、関連する会合に先立ち主要文書を翻訳することの重要性に注目するよう提案した。気候行動ネットワーク

(CLIMATE ACTION NETWORK) は、透明性向上のため、交渉を、できる限りオブザーバーに公開するよう求め、介在する機会を歓迎した。

COP15に至る2009年の会合に関し、事務局は、資金供与約束について「心強い傾向」が見られるが、まだこの1年全体に対する十分な資金供与は確保できていないと説明した。事務局は、各適格国から、ボン、バンコック、バルセロナでの会議に2名、COP15に3名の参加者を得るための資金確保については楽観的な見通しを示した。

締約国は、コペンハーゲンでのハイレベル会合の期間について様々な見解を述べ、閣僚間の意見交換は各国のステートメントの形式のみとするかどうかについても意見陳述を続けた。非公式協議が続けられる。

REDD (SBSTA) : 非公式協議で締約国は、共同議長作成のSBSTA結論書に関するパラグラフごとの検討を行った。「参照レベル (reference levels)」、「参照排出レベル (reference emission levels)」、

「レベル (levels)」の中、どの表現を用いるか、そしてSBSTAがCOP15で可能な成果への導入を提案する将来的ガイダンスの幅が議論の中心となった。非公式協議が続けられる。

資金問題 (SBI) : 非公式協議で参加者は、資金メカニズムの第4回レビューについて、1つの諸国グループから提出された文書案を検討した。一部の締約国は、決定書草案は過去の実績を検討し、改善すべき分野を特定し、AWG-LCAでの作業を念頭においた前向きなものにするべきだと発言した。参加者は、全てのグループの見解を取り入れたバランスのとれた文章にする必要性を強調した。非公式協議が続けられる。

予算 (SBI) : 締約国は2つの非公式会合を開催、2010-2011年の2年度プログラム予算を検討した。108万ユーロを削減する改定案が検討された。締約国は、予算をドル建てではなくユーロ建てにするかどうか、条約と議定書での配分方法についても議論した。議論は続けられる。

廊下にて

交渉第1週を締めくくる土曜日、参加者は雨と作業量の多さに屋内にとどまることとなった。進捗状況についての考えは、興奮状況から焦燥感まであらゆる域を網羅している。

午後、AWG-LCAでの緩和の議論が進むにつれ、プレナリールームはオブザーバーや高官で埋め尽くされた。「まだ交渉の段階ではないが、ちょっと興奮してくるね」と昔からのオブザーバーの1人がコメントした。「歴史を目の前にしている感じだ。彫刻になるはずの石がこの部屋に置かれているんだ」と。一部の途上国からの参加者は、それほど楽天的ではないようで、バリ行動計画の柱はどれも重要だが、適応や資金、技術の議論は緩和の議論に遅れをとったままだと指摘した。

プレナリーの外では、森林の議論が続けられた。金曜日のREDDに関する非公式会合では楽天的だった参加者も、土曜日の協議ではそれほど喜んでおらず、あるものは、これを「ボズナニの再現」と評した。全体としては、どの参加者も、共同議長を信頼、微妙な問題について「驚くほどバランスのとれた」文章になったと称賛し、両共同議長は推進方法を見つけてくれるだろうと述べた。一部のAWG-KP参加者は、コーヒーを飲みながらのLULUCF問題の議論に集合した。何人かの参加者は、一部の問題の議論が「建設的」であったとの感触を示し、棒グラフ方式などの提案の明確化に役立ったと述べた。「もちろん、廊下での討議は廊下での討議だよ」とある参加者はエスプレッソを飲み干しながらコメントし、「火曜日にグループ全体が集まって議論するとき何が起こるかだ」と付け加えた。

この週の過密スケジュールは多くの参加者にとり重い負担だった。この日の終わり、AWG-LCAプレナリー後にプレナリー会議場を退場してきたものの中には、NGOのパーティーへ向かおうとするも



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

のもいたが、この週の出来事に関するブリーフィングをするだけのエネルギーを奮い起こすのに苦労しているものもいた。「パーティーで会おう」と呼びかけるものに対し、「冗談じゃない」と答えるものもいた。「寝ることにするよ」と。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development : DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.